

3 日蘭仲裁裁判条約批准問題

昭和9年2月10日 廣田外務大臣より  
齋藤内閣総理大臣宛

日蘭仲裁裁判条約批准方奏請

條一機密第七八號

昭和九年二月十日 (編注)

廣田外務大臣

齋藤内閣總理大臣

日本國和蘭國間司法的解決、仲裁裁判及調停條約

御批准奏請ノ件

昭和八年四月十九日「ヘーグ」ニ於テ帝國全權委員ガ和蘭國全權委員ト共ニ署名調印シタル日本國和蘭國間司法的解決、仲裁裁判及調停條約ノ御批准ノ儀ニ關シ別紙ノ通上奏致候間可然御取計相成度右條約ノ正文及譯文各(省略)四部相添へ此段申進候也

外務大臣

(上奏案)

昭和八年四月十九日「ヘーグ」ニ於テ帝國全權委員ガ和蘭

國全權委員ト共ニ署名調印シタル日本國和蘭國間司法的解決、仲裁裁判及調停條約御批准相成候様仕度別紙御批准書案相添へ此段謹デ奏ス

昭和九年二月十日

外務大臣 廣田 弘毅

(御批准文案)

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝(御名)此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕昭和八年四月十九日「ヘーグ」ニ於テ帝國全權委員ガ和蘭國全權委員ト共ニ署名調印シタル日本國和蘭國間司法的解決、仲裁裁判及調停條約ヲ閱覽點檢シ之ヲ嘉納批准ス  
神武天皇即位紀元二千五百九十四年昭和九年 月 日 ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名國璽

外務大臣

編注一 本件奏請年月日は、第525文書付記三では二月十六日

とあるが、両文書に記載された年月日のままとした。

二 実際には本件批准は昭和十年六月八日付岡田内閣總理大臣より廣田外務大臣宛公信内閣外甲第一四号(第525文書付記三参照)にて、裁可を経た旨通達されている。

521 昭和9年4月4日

在オランダ武富公使より  
廣田外務大臣宛(電報)

日本側の日蘭仲裁裁判条約早期批准を希望するとのオランダ外相申出について

付記 昭和八年十一月十五日発在オランダ齋藤公使

より廣田外務大臣宛電報第一一九号

日蘭仲裁裁判条約批准法案のオランダ議會通過について

ハーグ 4月4日後発

本省 4月5日前着

第五〇號

四日求メニ應シ外務大臣ヲ往訪シタル處同大臣ハ仲裁裁判條約調印後既ニ一年トナリ蘭國側トシテハ比准手續ヲ了シ居ルノミナラス條約ニ依ル調停委員ノ人選ニ付テモ齋藤公

(欄外記入) 本件ニ關シテハ調停委員ノ内銓衡ニ當リ前任公使ヨリモ我方ノ批准ハナルヘク速ニ行ハルヘシト申入アル次第ニモアルニ付御批准手續進行遲延ノ真相ハ本使含迄ニテモ當國側トノ應接振ト共ニ御電報ヲ請フ

使時代ニ日本側ノ意向ヲモ徴シ「フーバー」「ロツコ」「モウインケル」ノ三名ヲ提議シ置キ只管日本側ノ批准ヲ待チ居ル次第ナリト語り更ニ日本側ニテハ歐洲人以外ノモノモ一名加ヘ度意向ノ由ナルニ付日本側ノ希望セラルル伯刺西爾「フェルナンデス」ヲ「モウインケル」ノ代リニ三名中ニ入ルル事ニ蘭國側トシテ同意シ差支無キヲ以テ此ノ際日本側ノ批准手續ヲ促進セラルル様幹旋アリ度旨ヲ本使ニ申出タリ右ニ對シ本使ハ日本側ノ批准手續後レ居ルハ遺憾ナルモ從來トテモ我國ニハ特殊ノ事情アリテ調印後數年ヲ經テ批准セラレタル例モアリ又樞密院審議ノ關係上帝國議會開會中ハ此ノ種條約ノ批准手續後レ勝ナルハ已ムヲ得サル事ニシテ殊ニ蘭印ノ對日制限措置等ニ刺戟セラレタル方面ニハ感情的ニ此ノ際此ノ種條約ノ批准手續進行ニ異議ヲ稱フルモノ無之ヲ保セサルモ蘭國政府ノ御意向ハ本國ニ電報シ促進方稟請スヘシト答ヘ置キタリ

(欄外記入)

眞相一武富公使ノ考ヘ居ルカ如キコトナシ一事實ヲ其儘言ヒ  
テ可ナラン

(付記)

ハーグ 昭和8年11月15日後発  
本省 昭和8年11月16日前着

第二一九號

日蘭仲裁裁判條約批准法案ハ十月二十四日當國議會第二院  
ヲ、本十五日第一院ヲ夫々通過セリ(何レモ投票ヲ行ハス  
採擇セラレタリ)

批准及公布ハ今後二週間以内ニ行ハルヘキ筈

編注

昭和八年十一月三十日発在オランダ齋藤公使より広  
田外務大臣宛電報第一二九号によりオランダ側にて  
日蘭仲裁裁判條約批准法が同国皇帝の署名を得たこ  
とが報告された。

522

昭和9年4月7日 広田外務大臣より  
在オランダ武富公使宛(電報)

我が方における日蘭仲裁裁判條約批准の見通  
しについて

本省 4月7日発

第三三號

貴電第五〇號ニ關シ

條約本書返送等ノ爲メ批准手續最初ヨリ遅延シタルガ其後  
翻譯其他ノ手續ヲ進メ二月十日御批准奏請ノ運トナリ三月  
五日樞密院事務局ノ下審査ヲ了シ同院委員會ヘ付議セラレ  
タルモ恰モ議會中ニテ委員會開催不可能ナリシ處議會モ終  
了シ四月十二日之ガ開催ノコトトナリタルニ付政府ニ於テ  
ハ遠カラズ御批准ノ運ニ至ルベシト考ヘ居レリ

帝國政府ニ於テモ蘭國政府同様兩國間ノ關係ヲ益々緊密ナ  
ラシムル爲メ本條約ノ批准ヲ急ギ居ルモ右様ノ事情ニ因リ  
遅延シ居ル次第ナルニ付右可然蘭國政府ヘ御説明相成度シ

523

昭和9年4月10日 在オランダ武富公使より  
広田外務大臣宛(電報)

我が方の日蘭仲裁裁判條約批准遅延事情オラ  
ンダ外相に説明について

ハーグ 発  
本省 4月10日前着

第五三號

貴電第三三三號ニ關シ(日蘭仲裁條約我方批准遅延事情ノ件)  
九日外務大臣ニ對シ右貴電ニ依リ然ルヘク説明シタルニ同  
大臣ハ感謝ノ意ヲ表スルト共ニ調停委員會蘭國側委員トシ  
テ前外相「ベイラーツ」氏ニ於テ内諾ヲ與ヘ居ル旨ヲ内話  
シタリ

524

昭和9年5月11日 在オランダ武富公使より  
広田外務大臣宛(電報)

日蘭会商開催に鑑みた日蘭仲裁裁判條約早期

批准の必要性について

付記 十二月二十六日付吉田(茂)大使より平沼(騏  
一郎)樞密院副議長宛私信  
日蘭仲裁裁判條約の早期批准方意見具申

第七四號

ハーグ 5月11日後発  
本省 5月12日前着

貴電第三三三號ニ關シ(日蘭仲裁條約我方批准遅延ノ件)

四月十二日審査委員會開催後本會議ニハ何時頃附議セラ  
ル御見込ナリヤ當國外務省側ト接觸ノ都合モアルニ付何分  
ノ儀御電報ヲ願ヒ度シ尙餘リ遅延シテ成立難迄モ想像セシ  
ムルカ如キコトアリテハ日蘭會商ヲ控ヘタル今日ニモアリ  
又其ノ他種々ノ關係ヨリモ甚ク面白カラスト思考セラルル  
ニ付此ノ際成ルヘク速ニ成立ヲ見ル様此ノ上共御配慮相煩  
度シ

(付記)

昭和九年十二月二十六日附平沼樞密院副議長

宛吉田大使私信寫

拜啓益々御清榮之段奉賀候  
陳者拙者外務次官在任當時閣下より日蘭仲裁々々判條約締結  
方の件に關し御話の次第有之候処其の後幸にして同條約の  
締結調印を見るに至り候得共偶々日蘭會商となり右との関

係を考慮し未だ御批准の手續に及はざるやに聞及候然る処  
拙者今次欧米出張の途次和蘭に立寄り候処同地武富公使の  
談に依れば日蘭仲裁々判條約調印後一年有餘を経過し未だ  
御批准の運に至らざるは我より申出たる關係もあり対和關  
係上甚た面白からず又日蘭會商も不幸にして停頓の狀にし  
て通商關係上憂ふべきものある今日前記日蘭條約を未批准  
の儘にし置くことは益々面白からず亦々日蘭會商中止の此  
の機會に日蘭條約御批准の運と相成様切望に堪へず孰れ右  
に付ては近く政府に稟請する心組なる趣に有之候就ては枢  
密院に於て審議の節閣下に於かれても可然御心添相願度公  
使の希望の次第も之あり此段得貴意候 敬具

編注 本件私信(写)は「拜啓 陳者日蘭仲裁々判條約御批

准促進方に関する平沼枢府副議長宛宛信寫御參考迄  
に同封を以て御送付申上候 敬具 十二月二十七日  
吉田茂 重光次官閣下 侍史」とのメモとともに、  
吉田大使より重光外務次官宛に送付されたものであ  
る。

(付記一)

五月一日金森法制局第一部長トノ會談要旨  
(昭和九年五月一日小林記)

五月一日午後條約局長ノ命ニ依リ金森部長ヲ往訪日蘭仲裁  
裁判條約署名議定書第二項ニ付キ會談セリ、其ノ要旨左ノ  
如シ

○金森部長

一、日蘭仲裁裁判條約署名議定書第二項ノ「日本國ノ法律上  
ノ地位ニ變化ノ生スルコトアルベキ場合」トハ同條約締  
結當時ノ經緯殊ニ寺島書記官トノ交渉等ヨリ觀ルモ日本  
カ國際司法裁判所裁判官ノ選舉權ヲ失フコトヲ意味スル  
コト明瞭ナルガ外務省ハ今般突如トシテ右解釋ヲ變更シ  
前述ノ字句ハ司法裁判所ヨリノ脱退ヲ意味スルモノナリ  
ト樞密院審査委員會ニ於テ説明セラレタリ而シ自分ハ外  
務省側ノ右解釋ニハ承服出來サルモノナリ  
本來外務省側解釋變更ノ一理由ハ聯盟ヲ脱退スレハ聯盟  
總會及理事會ニ於テ行ハルヘキ司法裁判所裁判官ノ選舉  
ニ參加シ得サルハ自明ノ理ニシテ將來生スルヤ否ヤ不明  
ノ事柄ニアラス之ヲ以テ變化ノ生スルコトアルヘキト云

525

昭和9年5月14日 広田外務大臣より  
在オランダ武富公使宛(電報)

樞密院における日蘭仲裁裁判条約批准の審議  
狀況について

付記一 五月一日付、小林条約局第一課長稿

- 「五月一日金森法制局第一部長トノ會談要旨」
- 二 五月二日付、条約局第一課作成
- 「日蘭仲裁裁判條約ニ關スル件」
- 三 昭和十年六月八日付岡田内閣總理大臣より広  
田外務大臣宛公信内閣外甲第一四号
- 日蘭仲裁裁判条約の批准裁可について

5月14日後6時20分發

第四五號

貴電第七四號ニ關シ

審査委員會ハ其後數回ニ互リテ開催セラレ本大臣モ三回出  
席説明シ樞府側ノ空氣ハ大体良好ナルモ本條約カ我國最初  
ノ試ミナル關係モアリ頗ル慎重ニ研究セラレ居ル模様ナリ  
尙貴官限りノ御含ナルモ日蘭會商トノ關係上同會商ノ成行  
ヲモ見極メントスル空氣多分ニ存在スルヤニ見受けケラル

フ理由ナシト謂フニアルモ右ハ必スシモ然ラス日本ハ聯  
盟ヲ脱退シテモ國際聯盟乃至關係各國トノ交渉ニ依リ依  
然選舉權ヲ有シ得ルコトモアルヘキヲ以テ理論上或ハ選  
舉權ヲ失ハス又ハ之ヲ失フモ久シカラスシテ再ヒ之ヲ獲  
得スルコトモアリ得ヘシ故ニ斯カル場合ヲモ考慮ニ入ル  
レハ前記ノ如ク「生スルコトアルヘキ場合ト」書クモ毫  
モ不思議ニ非ス

二、次ニ所謂「法律的地位ノ變化」ヲ以テ何モ裁判所脱退ト  
云フ場合ニ限定スル必要ナク裁判官ノ選舉權ヲ失フ場合  
モ右地位ノ變化ト言ヒテ毫モ妨ナキナリ、自分ノ觀ル所  
ニテハ樞密院側ハ問題ノ字句ヲ以テ右様ニ解釋シ得ル模  
樣ナルヲ以テ外務省ノ意見ハ樞密院側ノ承認ヲ得ルコト  
困難ナラスヤト思考セラル從ツテ條約締結當時ノ經緯ヨ  
リモ觀理論上何等支障ナキ從來ノ解釋ヲ以テ樞密院ニ臨  
ム方可ナラズヤト思考セラル

三、殊ニ外務省ノ如キ解釋ヲ採ルトキハ樞密院ニ於テ司法裁  
判所ニ對スル方針ヲ今ヨリ言明セサルヘカラザル羽目ニ  
陥ルベキ處外務省ニ於テ夫レ迄ノ腹ヲ極メ居ラルル次第  
ナリヤ此ノ點懸念ナキ能ハス

四、尙外務省ニテハ蘭國外務大臣ノ本件條約議會提案理由書中ノ一節ヲ以テ蘭國側ニ於テハ問題ノ議定書第二項ヲ以テ日本ノ國際司法裁判所脫退ヲ意味スルモノナリト解釋シ居レリト云フモ右文句ハ夫程明瞭ニ非ス何レニモ解釋シ得ベシ假ニ一步ヲ讓リテ和蘭側ハ外務省ノ認ムルガ如ク解釋ストスルモ日本トシテハ獨自ノ見解ニテ進ミ相手國ノ意見ニ依リ左右セラルル必要ナキ次第ナリ

## ○小林

一、先ヅ文理上ノ解釋ナルガ「、、、變化ノ生ズルコトアルベキ場合」ヲ選舉權喪失ノ場合ト考フルハ頗ル無理ノ解釋ナリ成程理論トシテハ日本ガ聯盟ヲ脫退スルモ別ニ何等カノ方法ニ依リ選舉權ヲ獲得スルコトトセバ「變化」ガ生ズルヤ否ヤ不明ナリト言ヒ得ベキモ凡テ物事ハ當時ノ事實ニ即シテ考フルヲ要ス條約署名當時即一九三三年四月頃ニ於テハ我國ガ關係諸國ト交渉シテ非聯盟國トナリタル後ノ選舉權ヲ獲得スルガ如キハ到底困難ニシテ見込ナカリシコトナリ從ツテ斯カル見込ヲ基礎トシテ議定書第二項ヲ起草スルガ如キハ非實際的ノコトニテ金森部長ノ如キ解釋ヲ執ルコトハ無理ナリト考フ

ラハ蘭國側ハ條約締結當時ノ了解トハ異ナルモノトシ日本側ノ措置ヲ以テ不信行爲ト考フルヤモ知レサルヘシ  
 三、最後ニ樞密院側ノ考ハ裁判官ノ選舉權モナキ司法裁判所ノ裁定ヲ受クルコトハ帝國ノ忍ヒ得サル所ナリト云フニ在ルヘキカ故ニ此ノ儘司法裁判所ニ留マリナカラ將來諸種ノ條約ヲ結ヒ其ノ條約ニ紛争ノ司法的解決ニ關スル規定アルトキハ一々之ニ關シ留保ヲ爲ササルヘカラス司法裁判所ニ留リナカラ其ノ權限ヲ排除スルト云フコトハ甚シキ矛盾ニシテ政府トシテハ甚タ困難トスル所ナリ從ツテ樞密院ノ要求ヲ充スカ爲メニハ勢ヒ選舉權ノ獲得カ司法裁判所ノ脫退カ二者其ノ一ヲ選ハサルベカラザルコトトナルヘシ然ルニ前者カ今見込ナシトセハ後者ヲ選フノ外ナキニ非サルカ此ノ點政策問題トシテモ大イニ考慮ヲ要スル點ナルヘシ

## ○金森部長

自分ハ要スルニ外務省側ノ解釋ニ贊成シ得ズ從來ノ解釋變更ノ必要ヲ認メサルモ外務省力飽迄其ノ主張ヲ曲ケサルニ於テハ政府部内ノ統一ヲ圖ル關係上強ヒテ反對ヲ唱ヘサルヘシ而シ之ヲ支持シ得サルハ勿論ナリ前述ノ如ク

二、一方又「變化云々」ヲ選舉權ノ喪失ト解スルトキハ右様ノ事情ニテ「喪失」ナル事實ノ起ルコトハ實際問題トシテ前記ノ如ク確實ナリ果シテ然ラハ條約起草ニ當リ何故ニ最初ヨリ司法裁判所ニ付託スルノ規定ヲ設ケサルコトトセサリシカトノ非難起ルヘシ

三、次ニ「地位ノ變化」ヲ以テ選舉權喪失ト解スルナラハ何故ニ早キニ及ンデ之ヲ喪失セサル様ノ手段ヲ講セサルヤトノ非難起ルヘシ惟フニ米國ノ如ク非聯盟國ニシテ司法裁判所ニ對スル關係ニ於テ常任理事國ト同様ノ地位ヲ獲得スルカ如キハ四圍ノ事情ニ鑑ミ到底見込ナシ故ニ右ノ如キ手段ヲ講スルコトハ至ク其ノ時機ニ非サルノミナラス、假リニ之ヲ企テテ其ノ貫徹不可能ノ場合ハ反ツテ司法裁判所ヨリ脫退ノ余儀ナキニ至ルヘシ

四、右ノ如クニテ聯盟脫退迄ニ選舉權ヲ得ラレストセハ金森部長ノ解スルカ如キ地位ノ變化ハ直ニ生シ日蘭間ニ事件起ル場合ハ早速議定書第二項ヲ發動シテ和蘭側ト商議ヲ開始セサルヘカラサルコトトナルヘク其際ハ本條約ニ必要ノ改正ヲ加フルコトトナルヘキカ右ノ如キハ蘭國側ノ豫期セサル所ニテ果シテ日本側カスカル態度ニ出ツルナ

外務省ノ解釋ハ樞府側ノ意見ト異ナル様ニテ(此ハ見込ノ問題ナレバ確然ト言ヒ得サルハ勿論ナルモ)果シテ支障ナク審査委員會ヲ通ルヤ否ヤ疑ナキ能ハズ外務省カ樞府側ニ屈シ中途ニテ變節スルカ如キコトアルモ法制局トシテハ何等責任ヲ分ツコト能ハズ(尙貴官意見中四ノ點ハ一應御尤ナルモ條約締結當時和蘭側ハ司法的解決ノ點ニ頗ル重キヲ置キタル爲メ最初ヨリ司法裁判所ニ關スル規定ヲ挿入セサルガ如キハ蘭國側ノ到底承知セザル所ナリキ自分ハ署名議定書(第二項)ハ此ノ和蘭側ノ主張ト我方ノ考トヲ調和スル爲メニ作成セラレタルモノト解シ居レリ)

(附記)右會談ノ趣小林ヨリ條約局長ニ傳ヘタルガ局長ハ寺嶋書記官ニ(冒頭一參照)條約締結當時ノ法制局トノ交渉ノ模様ヲモ質シタル上大臣ト協議ノ結果明二日ノ樞密院審査委員會ニ於テハ別紙趣旨ノ如キ説明ヲ爲スコトニ決セリ

## (別紙)

署名議定書一ノ「常設國際司法裁判所ニ對スル日本國ノ法律的地位ニ變化ノ生ズルコトアルベキ場合」トハ何ゾヤ茲ニ國際司法裁判所ニ對スル日本國ノ法律的地位トハ廣ク帝國ト同裁判所トノ間ニ存スル法律的關係ヲ意味スルモノデアリマス此ノ關係ノ最モ顯著ナルハ常設國際司法裁判所規程ニ關スル署名議定書ノ署名國タルコトデアリマスガ尙御承知ノ通帝國ハ國際聯盟ノ聯盟國及常任理事國ト致シマシテ右ノ資格ニ附隨シ國際司法裁判所ノ組織、運用等ニ關シ例ヘバ裁判官ノ選舉ニ參加スル權利ヲ有シテ居リマシテ此モ廣イ意味デハ帝國ノ國際司法裁判所ニ對スル法律的關係ト云ヒ得ルノデアリマス

或ハ此ノ裁判官選舉權ノ如キハ帝國ガ國際聯盟ヲ脫退スレバ當然失ツテシマフモノデアツテ從テ之ヲ「常設國際司法裁判所ニ對スル日本國ノ法律的地位ニ變化ノ生ズルコトアルベキ場合」ト云フノハ理窟ニ合ハヌト云フ意見ガアルカモ知レマセンガソレハ必ズシモソウデハナイノデアリマス例ヘバ國際司法裁判所規程改正ニ關スル議定書ニ依リマスト非聯盟國デアツテモ國際司法裁判所ニ加盟シテ居ル國ハ聯盟總會ノ決定スベキ條件デ裁判官ノ選舉ニ參加シ得ルコ

トトナツテ居リマスノデ此ノ改正議定書ガ效力ヲ生ジマスト我國ガ非聯盟國トナツテモ選舉權ハ失ハナイコトニナルノデアリマス  
要スルニ署名議定書ノ「日本國ノ法律的地位ニ變化ノ生ズルコトアルベキ場合」ト云フノハ右ノ如ク帝國ガ國際司法裁判所ヨリ脫退スルトカ裁判官ノ選舉權等ヲ失フコトデアリマス而シテ裁判所脫退ト云フコトハ誠ニ重大ナコトデアリマシテ輕々ニ決定スベキ問題デナイノハ勿論デアリマスガ帝國ガ國際聯盟ヨリ脫退スルコトニヨリ前ニ申上ゲマシタ通り裁判所ノ組織、運用等ニ關スル權利特ニ裁判官ノ選舉權ヲ失フト云フ様ナコトニナルカモ知レズ又同裁判所ト國際聯盟トノ關係ガ特ニ緊密デアアルノニモ鑑ミマシテ聯盟脫退後ハ或ハ國際司法裁判所ヨリモ脫退シナケレバナラヌ様ナ場合ニ立至ルコトガナイトモ限ラレナイト考ヘラレルノデアリマス(我國ガ裁判官ノ選舉權ナキ司法裁判所ノ判定ヲ受クルハ忍ビザル所ナリトシ而モ裁判所ニ其ノ儘殘留ストセバ將來諸種ノ條約殊ニ聯盟主宰ノ下ニ開カルル會議ニテ締結セラルル條約ニ於テ紛争解決ヲ同裁判所ニ委ヌル旨ヲ規定スル場合ハ我國トシテハ同裁判所ヘノ付託ヲ排除ス

ル趣旨ノ留保ヲ附セザルベカラザル處裁判所ニ止リナガラ其ノ裁判ヲ排除スト云フガ如キハ頗ル矛盾ト云フベク斯クノ如クンバ寧ロ裁判所ヲ脫退スル方可ナリトノ意見モアリ得ベシ)

ソコデ選舉權ノ喪失ナリ裁判所脫退ナリ其ノ起リ得ベキ場合ニ處スル爲メ署名議定書第二項ノ様ナ規定ヲ設ケタ次第デアリマス

編注 (一) 部分は朱書されており、「此ノ朱書ノ部分ハ當方ヨリ進ンデハ説明セサル点ナリ」との欄外記入がある。

(付記一)

日蘭仲裁裁判條約ニ關スル件

(昭和九年五月二日記)

五月二日ニ開カレタル本條約ニ關スル第三回樞密院審査委員會ニ於テ廣田外務大臣ヨリ近ク開始セラルベキ日蘭通商

トトナツテ居リマスノデ此ノ改正議定書ガ效力ヲ生ジマスト我國ガ非聯盟國トナツテモ選舉權ハ失ハナイコトニナルノデアリマス

要スルニ署名議定書ノ「日本國ノ法律的地位ニ變化ノ生ズルコトアルベキ場合」ト云フノハ右ノ如ク帝國ガ國際司法裁判所ヨリ脫退スルトカ裁判官ノ選舉權等ヲ失フコトデアリマス而シテ裁判所脫退ト云フコトハ誠ニ重大ナコトデアリマシテ輕々ニ決定スベキ問題デナイノハ勿論デアリマスガ帝國ガ國際聯盟ヨリ脫退スルコトニヨリ前ニ申上ゲマシタ通り裁判所ノ組織、運用等ニ關スル權利特ニ裁判官ノ選舉權ヲ失フト云フ様ナコトニナルカモ知レズ又同裁判所ト國際聯盟トノ關係ガ特ニ緊密デアアルノニモ鑑ミマシテ聯盟脫退後ハ或ハ國際司法裁判所ヨリモ脫退シナケレバナラヌ様ナ場合ニ立至ルコトガナイトモ限ラレナイト考ヘラレルノデアリマス(我國ガ裁判官ノ選舉權ナキ司法裁判所ノ判定ヲ受クルハ忍ビザル所ナリトシ而モ裁判所ニ其ノ儘殘留ストセバ將來諸種ノ條約殊ニ聯盟主宰ノ下ニ開カルル會議ニテ締結セラルル條約ニ於テ紛争解決ヲ同裁判所ニ委ヌル旨ヲ規定スル場合ハ我國トシテハ同裁判所ヘノ付託ヲ排除ス

交渉トノ關係上本條約ニ對スル審査委員會ノ態度ヲ承知シ置キ度旨要求シタル處同審査委員會ハ政府側退席後協議ノ結果、二上書記官長ヲシテ條約局長(右結果ヲ聽取スル爲メ退席後居残り居タリ)ニ對シ左ノ通答ヘシメタリ

「審査委員會トシテハ日蘭通商會商ノ結果ニシテ満足ナラバ本件條約ヲ承認スル意嚮ナリ、尤モ右ハ絕對ニ外部ニハ洩レザル様致度シ」

(付記二)

内閣外甲第一四號

(昭和十年六月八日接受)

昭和十年六月八日

内閣總理大臣 岡田 啓介(印)

外務大臣 廣田 弘毅殿

指 令

昭和九年二月十六日條一機密第七八號

日本國和蘭國間司法的解決、仲裁裁判及調停條約御批准ノ件上奏ノ通裁可ヲ經タリ